

高島市養育費に関する公正証書等作成促進補助金

養育費に関する取決めについての債務名義化を促進するため、公正証書等を作成した経費を補助します。

- 【対象者】 次の全ての要件を満たす方
- ・高島市に居住している
 - ・ひとり親家庭の父または母である
 - ・養育費の取決めにかかる経費を負担した（※1）
 - ・養育費の取決めにかかる債務名義を有している（※2）
 - ・養育費の対象である児童を現に扶養している
- ※1 公証人役場の領収書や弁護士費用の領収書のあて先になっていることで確認します
- ※2 公正証書や家庭裁判所の調停調書、判決文等によって養育費の詳細が取決めされているか確認します
- 【補助金額】 申請者が支払った公証人手数料や調停申立てなどの収入印紙代、弁護士等への相談費用（上限3万円）
- 【手続き】 次の書類を提出してください。
- ・高島市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
 - ・申請者と対象児童の戸籍謄本
 - ・申請者が負担した対象経費の領収書（申請する年度に支払ったもの）の写し
 - ・養育費の取決めをした文書の写し
 - ・その他、申請者の状況によって追加で書類の提出を求められることがあります
- 【申請期限】 公正証書等を作成した日の次の3月31日までに申請してください。